

社会保障審議会・障害者部会

第45回平成20年11月21日

開催資料から(その6)

平成20年11月23日

山 崎 國 治

はじめに

11月21日に開催されました障害者部会(以下「部会」と言います)に、4月23日から審議してきた議論の全体が示されました。

そこで、今回の(その6)では、7月22日に公表されました「障害児支援の見直しに関する検討会報告書(以下「報告書」と言います)」と比較しながら、部会の「これまでの議論の整理」をみていこうと思います。

(1) 障害児支援(部会の記述)

基本的な考え方は、報告書の「見直しの基本的な視点」の4項目と同一です。

● 通所施設の一元化

① 障害児の通所施設について、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、一元化の方向で検討していくべき。

② その際、現在、肢体不自由児通園施設において肢体不自由についての治療を給付対象としていることを踏まえ、福祉型の施設と、肢体不自由についての治療も提

供する医療提供型の施設とに一元化していくべき。

③また、現在予算事業で行われている重症心身障害児(者)通園事業について、あわせて法令上に位置づけて実施していくべき。

○報告書の記述

部会記述の①は、報告書と同じです。

②に関する報告書は、次の通りです。

「その際、現在、診療所と一体的に運営されているもの、診療所と併設されているが独立して運営されているもの、単独で運営されているものがあることを踏まえ、その在り方を検討していくことが必要と考えられる。」

この文章を受けての部会の整理②となったものと理解できます。

○部会の整理

部会整理で明らかとなったことは、障害児通所施設の一元化と、さらに福祉型通所施設・医療提供型通所施設に一元化していく方向となっていることです。

重症心身障害児(者)通園事業に関しては、部会の整理では、「あわせて法令上に位置付けて実施していくべき」と述べていますから、上記部会の①・②に「あわせて」整理するのかどうか、注目されるところです。

(1) 入所施設の在り方

部会整理では、三つの項目に分けてあります。一つは、「入所施設の一元化」、二つ目は、「在園期間の延長措置の取扱い」、三つ目が「障害児の入所施設・住まいの在り方」です。この三つ目は割愛いたします。

●入所施設の一元化

部会の整理も、報告書の内容と同様な表現となっています。

「障害児の入所施設について、障害種別等により7類型となっているが、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう一元化を図っていくべき。(中略)

また、例えば重症心身障害児について手厚い人員配置が可能となるようにするな

ど、基準等について検討していくことが必要。」

●在園期間の延長措置の取扱い

部会の記述も報告書の内容と同趣旨ですが、部会記述の方が簡潔にまとめられています。以下は、この項目の全文です。

★児童福祉法において、障害児の入所施設に満18歳以降も在園できるとされている取扱いについて、機能的には子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には、満18歳以上の入所者は、他の障害者と同様に、障害者施策で対応していくよう見直していくべき。

★その際には、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が退所させられることがないようにする措置など、十分な配慮が必要。

特に、重症心身障害児・者については、重症心身障害児・者の特性に応じた支援や、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう十分な配慮が必要。

★また、在宅で暮らす重症心身障害児・者の支援についても充実を図っていくべき。

以上を要約しますと、次のようになります。

- ① 18歳以上の障害者は、制度的には児童と分離すること。
- ② ただし、機能的には、支援の継続性を確保すること。
- ③ 現在、入所している障害者が退所させられることがないようにすること。
- ④ 重症心身障害児・者の特性に応じた支援を行い、児者一貫した支援の継続性の確保を配慮すること。

児童と18歳以上を区分しますと、法律の適用も、児童福祉法と障害者自立支援法

となります。④もここに該当するとなりますと、どうやって児者一貫の支援の継続性を実現していくかが課題となってきます。1施設2法律の適用となるのでしょうか。具体的な

対応は、法律改正案で示されることとなります。

(2) 行政の実施主体

部会の整理は三つです。一つは、「通所施設の実施主体」、二つ目に「入所施設の実施主体」、三つ目が、「措置と契約」です。

●通所施設の実施主体

要約しますと、通所施設を一元化し、都道府県が支援を行うこととしつつ、市町村とする方向で検討すべき——としています。

重症心身障害児・者通園事業の実施主体は、現在、都道府県・指定都市・中核市と

されているのが、児童と成人との関係を含めてどのように整理されて法制化されるのかも注目されるところです。

●入所施設の実施主体

報告書では、3案併記でした。

部会整理では、次のように記述されています。

「当面は都道府県とすることとしてはどうか。その際、障害児施設に入所する障害児や保護者の相談支援を市町村が行うこととするなど、市町村の関与を強めていくこととしてはどうか。」

この記述からは、報告書の第3案を採用したらどうかというのが部会の意見となっています。

●措置と契約

部会の整理においても、報告書と同様に、「措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判定基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべき」と述べています。

(4) 法律上の位置付け等

児童デイサービスは、現在、障害者自立支援法の適用となっていますが、部会整理では、「通所施設の一元化にあわせ、児童福祉法に規定することとすべき」と、報告書の記述よりも具体的な提言を行っています。

障害児への支援については、児童福祉法に位置付けることを基本としていくべきと述べ、報告書と同趣旨となっています。

以上で、報告書と部会整理とを比較しながら、通所・入所を中心に紹介してきました。

以後は、部会の「個別論点」の中で、(その4)で述べた内容の「サービス体系」と「障害程度区分」の整理を報告していきます。

(5) サービス体系

● 基本的考え方

障害者自立支援法では、3障害の一元化や実施主体の市町村への一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の強化、支給決定の透明化・明確化などの仕組みを導入、これらの利点を活かしつつ、必要な見直しを実施する。

● サービス体系の在り方

障害者自立支援法では、利用者がサービスを選択し、多様なサービスを組み合わせ利用することができるよう、「日払い方式」や、「日中と夜間」に分けたサービス体系としている。

※「日払い方式」か「月払い方式」かについては、「更に検討すべき点」として両方の意見を述べています。

● 新体系への移行の促進

ここでの指摘は、すべて「更に検討すべき点」として記載されています。

新体系への移行をさらに促進していくためには、旧体系の施設が新体系へと移行する際、安定的に運営できるよう、報酬改定等において更に配慮することが必要。

(6) 障害程度区分

● 基本的考え方

現行の障害程度区分について、知的障害、精神障害を始め各々の障害特性を反映したものに直す。

●障害特性を反映した障害程度区分への見直し

サービスの公平な利用や市町村間のバラツキの是正のために、引き続き、客観的尺度としての障害程度区分が必要であるが、現行の障害程度区分は、知的障害、精神障害を始め各々の障害特性を反映したものに見直す必要。

その際、新たな障害程度区分の開発に相応の時間を要することからも、実際に行われている支援の実態に関する調査を早急に実施すべき。

●市町村審査会及び認定調査について

二次判定の平準化や認定調査に資するよう、障害特性の理解の向上等を目的とした研修や判定事例の提供等を引き続き実施すべき。

平成18年の新法施行前より旧法に基づく施設に入所している者については、当該施設が新体系に移行した場合、障害程度区分が利用要件を満たさない場合であっても平成24年3月末までは入所可能とされているが、地域移行を進めるという観点を踏まえつつ、経過措置期間が終わる平成24年4月以降についても同様の取扱いとすべき。

●国庫負担基準について(この項の記述は割愛しました)

おわりに

全体の論点で述べられている事項を、参考までに加えておきます。

★自立支援協議会は、設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上の位置づけを明確にするべき。自立支援協議会への当事者の参画を促進すべき。

★医療的ケアが必要な障害者についても、地域移行や地域生活の継続が図れるよう医療的なケアが行えるショートステイや通所サービスの充実について、報酬改定等において検討すべき。

- ★難病を身体障害者福祉法上の身体障害に含めることについては、そもそも身体障害の認定について、身体機能に一定以上の障害が存在していることや、その障害が固定又は永続していることなど、これまで一定の考え方に基づいて行ってきたところであり、難病を身体障害に含めることは慎重に検討すべき。
- ★高齢者、児童について虐待防止法制が整備されている中で、現行法に基づく取組を行うとともに、障害者の虐待防止法制についても積極的に検討すべき。

次回の部会は、11月27日(木)に第46回が開催予定です。月末までにはこの日の配布資料が公表されますので、(その7)として、ご報告いたします。

了